

秋田市結婚新生活支援事業補助金 申請方法

① チラシ裏面「対象世帯フローチャート」で対象となるか確認してください。

チラシや様式は
秋田市HPに
掲載しています



② チラシ表面やHPにより、対象費用に該当するものがあるか確認してください。

③ 対象費用を支払った後に申請ができます。申請期間内に申請できるか確認してください。

申請期間: 令和7年7月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

※予算が上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、早めの申請をお願いします。

※申請が令和8年1月以降となる場合は、令和7年12月26日(金)まで事前相談をしてください。
(事前相談がないと受付できませんのでご注意ください。)

④ 補助上限額を確認してください。

1世帯あたり30万円を上限に補助します。

ただし、婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は、1世帯あたり60万円を上限に補助します。

⑤ 対象となる場合は、裏面の「必要書類」をご用意ください。

※書類についてご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

⑥ 書類の用意ができましたら、申請期間内に子ども総務課窓口または郵送にてご提出ください。

【窓口】

受付場所: 秋田市役所子ども未来部子ども総務課(本庁舎2階 柱番号2-8)

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日および年末年始を除く)

【郵送】 ※令和8年3月31日(火)必着

送付先: 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市子ども未来部子ども総務課 総務担当 宛

⑦ 審査には2週間程度かかります。不足書類や不備がある場合は、追加提出・補正についてご連絡します。

⑧ 審査結果(交付決定通知書・不交付決定通知書)を郵送でお送りします。

⑨ 交付決定通知書に同封している請求書(様式第6号)とアンケート用紙に必要事項を記入し、子ども総務課へ提出してください。

⑩ 請求書の提出から2~3週間後、請求書に記載された口座に振り込みます。

【申請・問合せ先】

秋田市子ども未来部子ども総務課 総務担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(本庁舎2階 柱番号2-8)
☎: 018-888-5687 メール: ro-chbs@city.akita.lg.jp

■必要書類

令和7年度 新婚世帯

No.	対象者	必要書類	注意事項
1	全員	秋田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)	記載例を参考にご記入ください。
2	全員	婚姻届受理証明書もしくは戸籍謄本(写し可)	婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した市区町村に請求してください。 戸籍謄本は本籍地の市区町村に請求してください。
3	全員	夫婦両方の令和7年度(令和6年分)所得証明書(写し可)	令和7年1月1日時点で居住していた市区町村に請求してください。 ※No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項 上から1段目に同意する方は、省略することができます。
4	全員	同意書兼誓約書(様式第3号)	記載例を参考にご記入ください。
5	購入/新築	住居の売買契約書(新築の場合は工事請負契約書)の写し	契約締結日、契約物件名(所在地)、対象経費の金額、売主・買主(請負者・発注者)が確認できる部分をコピーしてください。
6	賃借	住居の賃貸借契約書の写し	契約締結日、契約物件名(所在地)、対象経費の金額、支払方法、入居者一覧、貸主・借主が確認できる部分をコピーしてください。
7	リフォーム	工事請負契約書(又は請書)の写し	契約締結日、契約物件名(所在地)、対象経費の金額、売主・買主(請負者・発注者)が確認できる部分をコピーしてください。
8	全員	対象費用の領収書の写し	支払者の氏名、金額、支払内容、支払日(領収日)、支払先が記載されていることが必要です。 ※不動産会社等で領収書が発行できない場合、以下①+②の書類も可。 ①: 金額の内訳がわかる書類(請求書等。他の提出書類で金額が確認できる場合は不要) ②: 通帳の写し(入出金状況が確認できるページと口座名義が確認できるページ)やクレジットカード利用明細書の写し(支払者の氏名、金額、支払内容、カード利用日が記載されているもの)。なお、Web明細を利用している場合は、同内容を満たすよう印刷してください。
9	賃借	夫婦両方の住宅手当支給証明書(様式第2号)または給与明細書(写し)	申請する家賃の対象月に所得があった場合は、住宅手当を受け取っていない場合や、申請時点で無職の場合でも提出が必要です。 ※例として、令和7年5～7月の家賃を申請する場合は、令和7年5～7月分の住宅手当の支給状況を証明した住宅手当支給証明書(様式第2号)、または令和7年5～7月分の給与明細書を提出してください。 【申請する家賃の支払日以前に退職しており、無職の場合】 →提出不要です。ただし、No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項、上から7段目に勤務先と退職日を記入し、チェックを入れてください。 【自営業の場合】 →提出不要です。ただし、No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項、上から8段目にチェックを入れてください。 【一度も就労した事が無い場合】 →提出不要です。ただし、No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項、上から9段目に「就労した事はありません」と記入し、チェックを入れてください。

No.	対象者	必要書類
10	夫婦の所得の合計金額が500万円以上で、貸与型奨学金を返済している場合	令和6年中に返済した貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(奨学金返還証明書など) ※証明書の提出が難しい場合は、通帳の写しや振込明細書の写しなど、支払日、支払者、支払額が確認できるものをご提出ください。
11	社宅などの場合	勤務先が契約していることが確認できる書類(賃貸借契約書等の写し) +申請者が賃料相当を勤務先に対して支払っていることが確認できる書類(給与明細書等の写し)
12	「あきた安全安心住まい推進事業関係補助金(秋田県補助金)」と併用する場合	秋田県補助金の申請内容および交付決定額がわかる書類申請書類の写し、交付決定通知書等

※No.1、4、9の様式は秋田市HPからダウンロードできます。